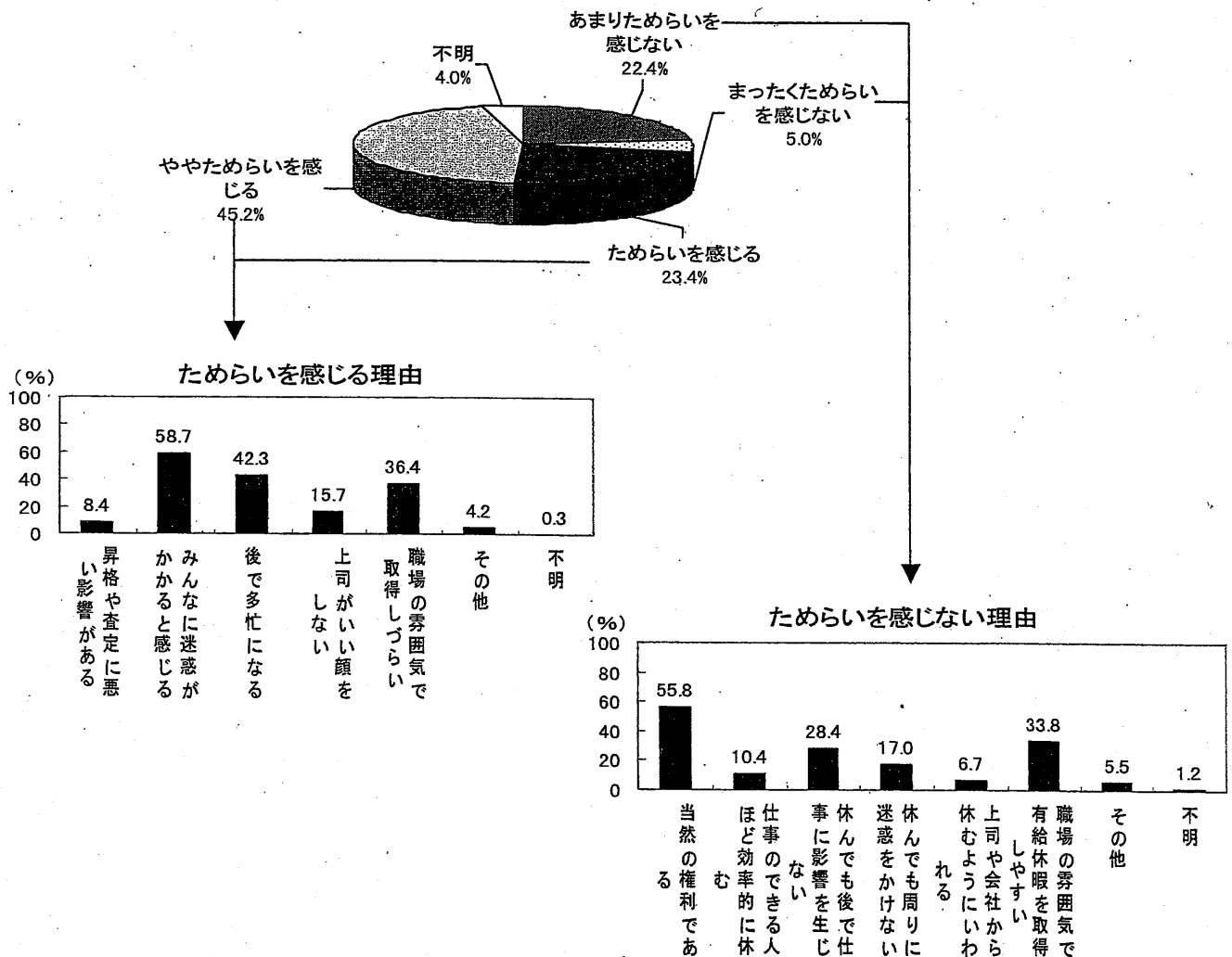


年次有給休暇の取得へのためらい

7割の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じており、「まったくためらいを感じない」労働者は5.0%と極めて少なく、「あまりためらいを感じない」(22.4%)労働者をあわせても、ためらいを感じない割合は3割弱にすぎない。

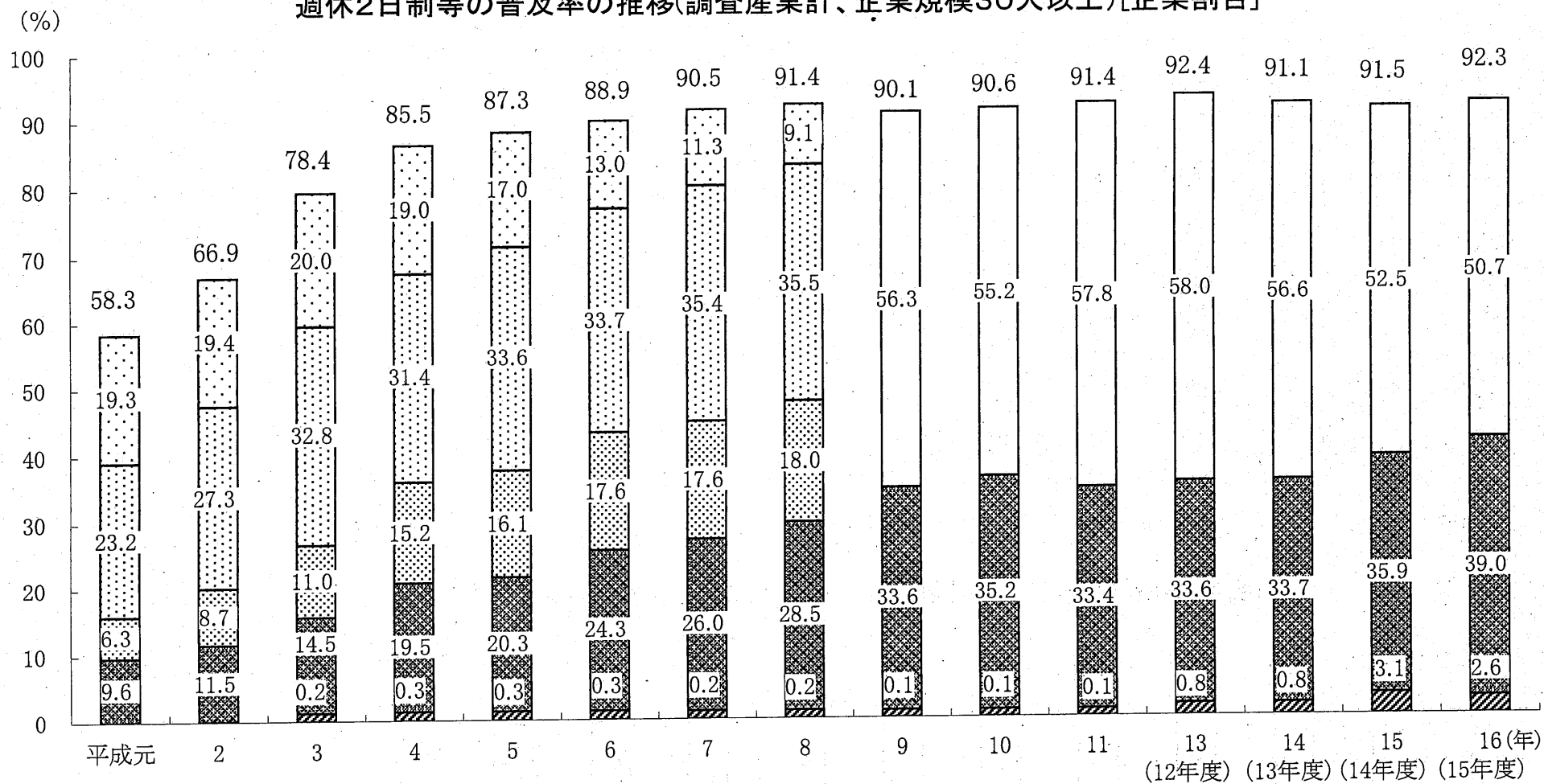
年次有給休暇の取得へのためらい



資料出所:「長期休暇制度に関する調査研究」(平成 12 年 三和総合研究所)

- * 上記資料所収のアンケート調査の実施時期は平成 12 年 2 月～3 月
- * アンケートの対象は、従業員 30 人以上の企業 5,000 社に勤務する労働者(各企業4 人)
- * 対象者数 20,000 人、有効回答数 5,210 人(有効回答率 26.1%)

週休2日制等の普及率の推移(調査産業計、企業規模30人以上)[企業割合]



■ その他
■ 完全週休2日制
■ 月3回週休2日制
■ 隔週又は月2回週休2日制
■ 月1回週休2日制
■ その他の週休2日制

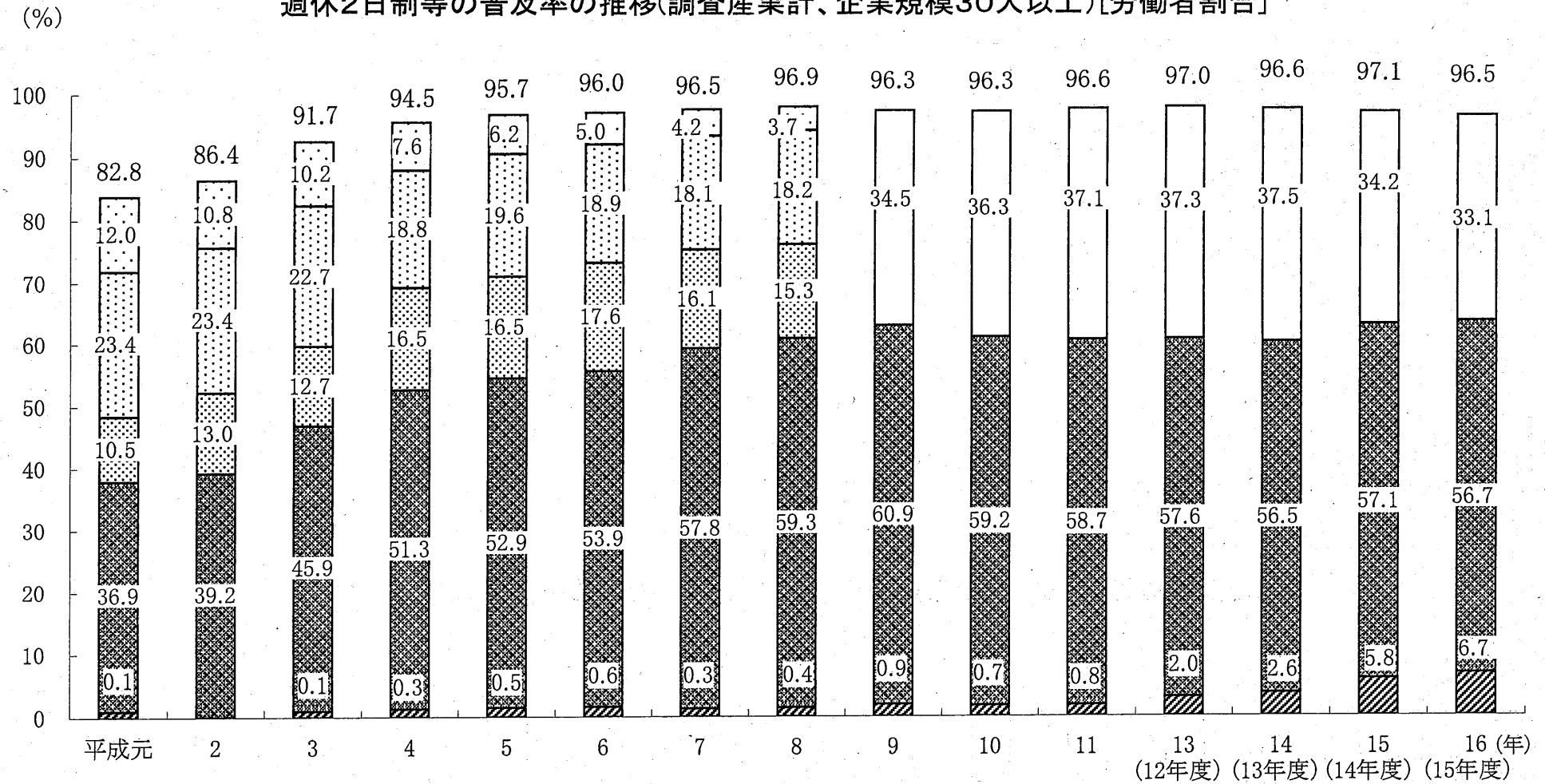
(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

(注) 1. 調査期日は、平成11年度までは各年12月末、平成12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。

2. 週休2日制の区分は、平成9年～16年については完全週休2日制とその他の週休2日制になっている。

3. 「その他」とは、何らかの週休3日制など、実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

週休2日制等の普及率の推移(調査産業計、企業規模30人以上)[労働者割合]



その他
 完全週休2日制
 月3回週休2日制
 隔週又は月2回週休2日制
 月1回週休2日制
 その他の週休2日制

(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1.調査期日は、平成11年度までは各年12月末、平成12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。
 2.週休2日制の区分は、平成9年～16年については完全週休2日制とその他の週休2日制になっている。
 3.「その他」とは、何らかの週休3日制など、実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

特別休暇制度の種類、賃金の支給状況別企業数割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

(単位：%)

特別休暇の種類、 年・企業規模	合計	特別休暇制度が ある企業	賃金の支給状況				1企業平均1 回当たり最高 付与日数	
			全額	一部	無給	不明		
病 気 休 暇								
昭和63年	(100.0)	(30.8)	100.0	83.4	16.6	-	-	66.1
平成2年	(100.0)	(24.9)	100.0	52.5	17.9	29.6	-	130.0
6	(100.0)	(27.0)	100.0	42.6	20.1	37.3	-	203.3
7	(100.0)	(24.2)	100.0	43.0	17.6	39.5	-	157.9
9	(100.0)	(23.1)	100.0	47.7	15.9	36.3	-	225.1
14(13年度)	(100.0)	(20.7)	100.0	40.6	27.0	30.1	2.3	118.1
15(14年度)	(100.0)	(19.1)	100.0	43.3	21.8	32.9	1.9	132.9
16(15年度)	(100.0)	(21.2)	100.0	51.7	18.7	29.2	0.4	131.5
1,000人以上	(100.0)	(36.7)	100.0	64.1	19.0	16.6	0.3	181.3
100~999人	(100.0)	(23.0)	100.0	47.6	21.5	30.8	0.0	161.1
300~999人	(100.0)	(26.9)	100.0	55.0	22.0	23.0	-	173.9
100~299人	(100.0)	(21.8)	100.0	44.8	21.3	33.9	0.0	155.9
30~99人	(100.0)	(19.9)	100.0	52.8	17.4	29.3	0.5	113.7
教 育 訓 練 休 暇								
平成6年	(100.0)	(9.1)	100.0	92.3	7.7	-	-	8.8
7	(100.0)	(7.6)	100.0	96.2	3.8	-	-	10.1
9	(100.0)	(4.7)	100.0	94.2	5.8	-	-	22.0
14(13年度)	(100.0)	(4.5)	100.0	90.4	5.7	1.2	2.7	20.8
15(14年度)	(100.0)	(4.1)	100.0	87.3	6.1	6.1	0.6	15.8
16(15年度)	(100.0)	(5.1)	100.0	77.0	13.2	7.8	2.0	16.8
1,000人以上	(100.0)	(5.6)	100.0	79.9	8.3	11.7	-	110.1
100~999人	(100.0)	(3.3)	100.0	76.9	15.1	7.5	0.5	43.4
300~999人	(100.0)	(2.7)	100.0	63.9	15.4	20.2	0.5	94.9
100~299人	(100.0)	(3.5)	100.0	80.1	15.1	4.4	0.4	31.8
30~99人	(100.0)	(5.7)	100.0	76.9	12.9	7.8	2.4	7.6
リフレッシュ休暇								
昭和63年	(100.0)	(2.1)	100.0	91.2	6.3	2.5	-	6.7
平成2年	(100.0)	(4.2)	100.0	99.2	0.3	0.5	-	7.3
6	(100.0)	(10.5)	100.0	94.5	0.1	5.4	-	6.7
7	(100.0)	(12.0)	100.0	96.2	1.5	2.3	-	6.7
9	(100.0)	(11.7)	100.0	93.6	0.3	6.1	-	7.0
14(13年度)	(100.0)	(12.6)	100.0	94.3	1.4	2.0	2.2	7.4
15(14年度)	(100.0)	(13.4)	100.0	93.0	1.5	3.4	2.1	7.2
16(15年度)	(100.0)	(11.2)	100.0	95.3	2.0	1.5	1.2	7.7
1,000人以上	(100.0)	(53.4)	100.0	92.4	3.0	3.8	0.9	9.4
100~999人	(100.0)	(20.0)	100.0	94.6	1.4	2.1	1.9	7.7
300~999人	(100.0)	(31.3)	100.0	95.1	1.7	1.7	1.5	8.7
100~299人	(100.0)	(16.5)	100.0	94.3	1.3	2.3	2.1	7.1
30~99人	(100.0)	(6.3)	100.0	97.1	2.4	-	0.5	7.2
ボランティア休暇								
平成4年	(100.0)	(0.5)	100.0	-	-	-	-	-
7	(100.0)	(2.1)	100.0	70.2	19.8	10.0	-	183.9
9	(100.0)	(2.0)	100.0	68.4	16.2	15.4	-	95.5
14(13年度)	(100.0)	(2.1)	100.0	56.6	6.0	35.1	2.2	124.0
15(14年度)	(100.0)	(2.4)	100.0	61.7	4.9	32.5	0.9	139.9
16(15年度)	(100.0)	(2.2)	100.0	72.5	10.4	16.1	1.0	70.9
1,000人以上	(100.0)	(19.3)	100.0	68.6	11.0	19.8	0.6	134.9
100~999人	(100.0)	(3.9)	100.0	75.2	6.4	16.9	1.6	81.4
300~999人	(100.0)	(6.5)	100.0	76.8	8.3	14.8	-	125.7
100~299人	(100.0)	(3.1)	100.0	74.1	5.1	18.3	2.6	54.8
30~99人	(100.0)	(0.9)	100.0	70.8	16.9	12.0	0.3	6.3
夏 季 休 暇								
平成14(13年度)	(100.0)	(46.7)	100.0	82.0	4.3	12.3	1.3	4.7
平成15(14年度)	(100.0)	(44.3)	100.0	84.7	3.6	10.9	0.8	4.7
平成16(15年度)	(100.0)	(42.5)	100.0	80.3	6.5	12.4	0.8	4.6
1,000人以上	(100.0)	(40.3)	100.0	88.9	3.3	7.7	0.1	5.3
100~999人	(100.0)	(42.0)	100.0	85.1	3.0	11.5	0.3	4.9
300~999人	(100.0)	(41.5)	100.0	88.6	2.6	7.4	1.5	5.2
100~299人	(100.0)	(42.1)	100.0	84.1	3.2	12.7	-	4.9
30~99人	(100.0)	(42.8)	100.0	78.2	7.9	12.9	1.0	4.4

資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) ()内の数値は、全企業に対する割合である。
 2) 平成9年以前の「無給」には「不明」も含まれる。
 3) 平成6、7、9年の「教育訓練休暇」は「有給教育訓練休暇」のみ調査している。